

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第29号

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年阿賀野市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条中「すべて」を「全て」に改める。

第11条第1項中第21号を第22号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

（12） 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

第11条第2項中「第18号」を「第19号」とし、同条第3項中「第15号」を「第16号」とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。